

○豊後高田市配食サービス事業実施要綱

平成17年3月31日

告示第20号

改正 平成18年12月4日告示第117号

平成21年5月15日告示第54号

平成22年2月15日告示第11号

平成25年3月29日告示第30号

平成26年1月31日告示第7—2号

平成27年3月31日告示第37号

平成29年3月1日告示第12号

(事業の目的)

第1条 この事業は、食事調理又は調達が困難な在宅高齢者等に対して、定期的に居宅に訪問して栄養バランスのとれた食事を提供することにより、食生活の改善及び健康増進を図るとともに、安否の確認を行い、在宅高齢者等の福祉の向上に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、豊後高田市とする。ただし、対象者の決定及び供与するサービスの内容の決定を除き、この事業を社会福祉法人、民間事業者等(以下「受託者」という。)に委託することができる。

(事業の内容)

第3条 事業者が栄養バランスのとれた食事を訪問により定期的に提供するとともに利用対象者の安否を確認し、健康状態に異常があった場合は、速やかに関係機関へ連絡を行うものとする。

(利用対象者)

第4条 事業の利用対象者は、本市に住所を有するおおむね65歳以

上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であつて、老衰、心身の障害、傷病等の理由により食事の調理が困難な者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)

第9条第1号に規定する第1号被保険者のうち法第32条の規定により要支援認定を受けている者

(2) その他市長が特に必要と認める者

(事業の実施日)

第5条 事業の実施日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する日は除く。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の実施日を変更することができる。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者(以下「利用希望者」という。)は、配食サービス利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条の配食サービス利用申請書を受理した場合は、速やかに必要な事項を調査し、配食サービス事業利用基準表(様式第2号)をもとに審査し、利用の決定をしたときは配食サービス利用決定通知書(様式第3号)により利用希望者に通知するとともに受託法人(第2条の規定により委託を受けたものをいう。以下同じ。)に通知し、却下したときは配食サービス利用却下通知書(様

式第4号)により利用希望者に通知するものとする。

(費用負担)

第8条 前条の規定により利用の決定を受けた利用希望者(以下「利用者」という。)は、原材料費及び調理費の実費を負担するものとし、その額は、1食につき360円とする。

(サービスの再調整)

第9条 市長は、利用者に対し必要に応じて、サービスの必要性を調査するものとする。

(利用変更の届出義務)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合には速やかに配食サービス利用変更(辞退)届(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(1) 利用者が、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する施設等に入所し、医療機関に入院し、又は死亡した場合

(2) 利用者に著しい状況の変化が生じた場合

(3) 利用者又は介護者が自立し、調理ができるようになった場合

(4) 家族構成に変更があった場合

(報告)

第11条 受託者は、事業の実施に伴う月間事業報告書を翌月の10日までに、事業完了報告書を当該年度終了後翌月の末日までに市長に提出しなければならない。

(利用の廃止又は停止)

第12条 市長は、利用者が事業の利用の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに利用の廃止又は停止を決定し、配食サービス廃止(停止)決定通知書(様式第6号)により利用者に通知するものとする。

(利用者の義務等)

第13条 利用者は、この事業の要綱に沿った利用に努めなければならない。

2 市長は、利用者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該利用者に対して必要な是正措置を講じるよう求めることができる。

3 市長は、前項の規定による是正措置を講じられないときは、当該利用者に対するサービスを休止し、又は停止することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の豊後高田市配食サービス事業実施要綱(平成7年豊後高田市告示第69号)又は真玉町「食」の自立支援事業実施要綱(平成16年真玉町告示第27号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年12月4日告示第117号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成21年5月15日告示第54号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成22年2月15日告示第11号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第30号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の豊後高田市「食」の自立支援事業実施要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示による改正後の豊後高田市「食」の自立支援事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年1月31日告示第7—2号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊後高田市「食」の自立支援事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後のサービスに係る費用負担について適用し、同日前のサービスに係る費用負担については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月31日告示第37号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月1日告示第12号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の豊後高田市「食」の自立支援事業実施要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示による改正後の豊後高田市「食」の自立支援事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第6条関係)

配食サービス利用申請書

年 月 日

豊後高田市長 様

申請者 住 所 豊後高田市
氏 名 ⑩
生年月日
年 月 日
電話番号 ー

次のとおり配食サービスの利用を申請します。

1 利用開始希望年月日 年 月 日

2 利用希望回数 週 回

3 利用希望日 (月・火・水・木・金)

様式第 2 号（第 7 条関係）

配食サービス事業利用基準表

対象者名			
住所	自治会（ ）		
項目	判定	基準点	得点
1 認知度	正常	0	
	軽度 I	1	
	中度以上 II 以上	2	
2 視力	1 m 離れた指が見える。	0	
	1 m 離れた指が見えない。 （緑内障、白内障）	1	
	ほとんど見えない。	2	
3 麻痺又は 拘縮	なし	0	
	あり（軽度）	1	
	あり（中度以上）	2	
4 身体障害 者手帳の所 持	なし	0	
	あり（身障 3 級以下）	1	
	あり（身障 1 級・2 級）	2	
5 家族状況 （複数項目 に該当する 際は相殺）	子供と同居又は隣接で居 住	非該当	
	子供以外の家族と同居	- 4	
	市内に子供が在住	- 1	
	高齢者世帯（2 人とも 75 歳未満）	0	
	高齢者世帯（1 人が 75 歳 以上）	1	
	高齢者世帯（2 人とも 75 歳以上）	2	
	独居老人（70 歳未満）	0	

		独居老人（70歳以上75歳未満）	1	
		独居老人（75歳以上80歳未満）	2	
		独居老人（80歳以上）	3	
6 買い物		買い物に行くことができる。	0	
		買い物の支援をしてくれる人がいる。	0	
		時々買い物の支援をしてくれる人がいる。	1	
		買い物の支援をしてくれる人がいない。	2	
7 調理		自分で調理できる。	0	
		簡単な調理しかできない。	1	
		立ったりしておくことや 上肢機能に障害があるなど、基本的に調理ができない。	2	
8 交通手段		本人又は同居者が車両の運転ができる。	- 2	
		本人又は同居者が二輪車及び自転車に乗ることができる。	0	
		誰も運転ができない。	1	
9 食料品店、飲食店までの距離		200m未満	0	
		200m以上500m未満	1	
		500m以上1km未満	2	
		1km以上	3	

10 介護サービスの状況		訪問介護	1項目以上で1	
		通所介護・通所リハビリ		
11 疾患名及び病状			1症状以上で1	
12 介護度		要介護1・2	1	
		要介護3以上	2	
利用基準回数	5点以下	対象外	合計	
	6点	1回		
	7点	2回以下		
	8～9点	3回以下		
	10～11点	4回以下		
	12点以上	5回以下		
特記事項				
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>社会福祉課</p> <p>職 氏名</p>				

様式第3号(第7条関係)

配食サービス利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

豊後高田市長 

年 月 日付で申請のあった配食サービスの利用について次のとおり決定したので通知します。

- | | |
|----------|-------------|
| 1 対象者 | 氏名
住所 |
| 2 利用開始日 | 年 月 日 |
| 3 利用回数 | 週 回 |
| 4 利用日 | (月・火・水・木・金) |
| 5 利用者負担額 | 1食につき 円 |

様式第4号(第7条関係)

配食サービス利用却下通知書

第 号
年 月 日

様

豊後高田市長 

年 月 日付けで申請のあった配食サービスの利用について次の理由により
却下したので通知します。

1 対象者 氏名
住所

2 却下理由

様式第5号（第10条関係）

配食サービス利用変更（辞退）届

年 月 日

豊後高田市長 様

届出者 住 所 豊後高田市
氏 名 ⑩
電話番号 ー

年 月 日付け 第 号で利用の決定の
あった配食サービスについて次のとおり変更（辞退）するので届
け出ます。

1 利用内容の変更

	変 更 前	変 更 後
利用回数	週 回	週 回
利 用 日	（月・火・水・木・金）	（月・火・水・木・金）

2 利用の辞退

辞退の理由

様式第6号(第12条関係)

配食サービス廃止(停止)決定通知書

第 号
年 月 日

様

豊後高田市長



年 月 日付け 第 号で利用の決定をした配食サービスについて次
のとおり廃止(停止)するので通知します。

- 1 対象者 氏名
住所
- 2 廃止期日 年 月 日
- 3 停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 廃止(停止)理由

様式第 1 号(第 6 条関係)

様式第 2 号(第 7 条関係)

様式第 3 号(第 7 条関係)

様式第 4 号(第 7 条関係)

様式第 5 号(第 10 条関係)

様式第 6 号(第 12 条関係)